横浜市立大正小学校PTA規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は、横浜市大正小学校PTAと称し、住所を神奈川県横浜市戸塚区原宿4-17-1大正小学校 内におく。
- 第2条 本会は、本校児童の保護者ならびに教職員をもって組織する。
- 第3条 本会は、会員相互の信頼と協力により家庭・学校・社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事項に関する事業をおこなう。
 - 1. 家庭と学校との関係を密にして、教育的効果を高める。
 - 2. 児童生活環境の改善と、健康管理に努める。
 - 3. 会員の教育に対する理解を深め、教養の向上をはかる。
 - 4. その他必要と認められる事項。

第2章役員および会計監査委員

- 第5条 ①本会に次の本部役員をおく。
 - 1. 会 長 1名 (保護者)
 - 2. 副会長 2名 (保護者)
 - 3. 会 計 3名 (保護者2、教職員1)
 - 4. 書 記 3名 (保護者2、教職員1)
 - ②戸塚区 PTA 連絡協議会 (区 P 連)会長校となる年度のみ、区 P 連専任の役員3名を選出することができる。
 - ③戸塚区 PTA 連絡協議会 (区 P 連) 副会長校となる年度のみ、区 P 連専任の役員 1 名を選出することができる。
 - ④その他、必要に応じて専任の委員を選出することができる。
- 第6条 本会に会計監査を2名おく。(保護者)
- 第7条 本部役員および会計監査委員は、年度未総会において選出され承認決定される。
- 第8条 本部役員および会計監査委員の任務は次のとおりとする。
 - 1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
 - 3. 会計は本会の会計および周年行事積立金事務を担当する。
 - 4. 書記は本会の事務いっさいを担当する。
 - 5. 会計監査委員は本会計および周年行事積立金を監査し、総会に報告する。

- 第9条 1. 本部役員の任期は1年とし再任を妨げない。
 - 2. 会計監査の任期は2年とする。
 - 3. 本部役員及び、会計監査の選出に関する事項は別に定める細則による。

第3章会 計

- 第10条 本会の経費は、会員の会費ならびにその他の収入によって支弁する。
- 第11条 1. 会員は会費を納入するものとする。
 - 2. 会費は1家庭当たり月額300円とする。 ただし、総会の決議により会費を変更することができる。
- 第12条 本会の会計年度は、年度始めより年度末までとする。

第4章機 関

≪第1節 総会≫

- 第13条 総会は本会の最高決議機関であり、定期総会と臨時総会がある。
- 第14条 定期総会は、年度始めと年度末に開催し次のことを行う。

ただし、年度末総会は書面をもってこれに変える。

また常任委員会の承認を経て、書面開催とすることができる。

書面開催においては、書面による回答の提出、または電子的手段を用いた回答を以て出席とする。

- 1. 年度始め総会
 - ①前年度事業決算報告および承認
 - ②本年度事業計画および予算審議と承認
 - ③その他の重要事項
- 2. 年度末総会(書面)
 - ①次年度本部役員、会計監査委員、専任委員の選出と承認
 - ②その他の重要事項
- 第15条 臨時総会は常任委員会が必要と認めたとき、または会員の1/3以上から開催の要求があったとき は開催しなければならない。
- 第16条 総会は会員の1/5以上の出席をもって成立し、出席者の1/2以上をもって決議する。(ただし、 委任状を認める)

可否同数のときは、議長または常任委員会で決める。

《第2節 役員会および常任委員会》

- 第17条 本会には、本部役員会および常任委員会をおく。
- 第18条 本部役員会は会務全体の統括を行う事とし、基本的事項について企画立案する。
- 第19条 常任委員会は、本部役員および各委員会の正副委員長で構成する。(選考委員会を除く)
- 第20条 常任委員会は、本会の運営・活動の企画を分担し、ならびに予算案の編成等の重要事項を審議する。
- 第21条 常任委員会は、緊急事項について総会を開催する余裕のないときは、会の態度方針を決めることが できる。

ただし、次の総会において承認を得なければならない。

- 第22条 常任委員会は会長が招集し、構成員の1/2以上で成立し、過半数以上で決する。
- 第23条 校長、副校長は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

≪第3節 委員会≫

- 第24条 本会は会の活動を分担して遂行するため、次の各委員会をおく。
 - 1. 保健成人委員会
 - 2. 広報委員会
 - 3. 校外委員会
 - 4. 学年委員会
 - 5. 選考委員会
 - 6. その他、必要に応じ特別委員会を設けることができる。
- 第25条 前条の委員会は委員長1名、副委員長2名(保護者1、教職員1)委員若干名で構成する。
- 第26条 各委員会の任務は次のとおりとする。
 - 1. 保健成人委員会は、会員の教養を高め、社会教育や保健安全に対する理解を深めるための企画と推進を図る。
 - 2. 広報委員会は、会報等の発行により、本会の活動状況を知らせ会員相互の理解を深める。
 - 3. 校外委員会は、校外における児童の生活善導をする。
 - 4. 学年委員会は、学年学級の活動を通じ、会員の意思をPTA諸活動に反映させる。
 - 5. 選考委員会は、次年度の本部役員・会計監査役員・専任委員を選出する。
 - 6. 特別委員会は、特殊の事項の計画・運営にあたる。
- 第27条 委員会は委員長が召集し、構成員の1/2以上の出席で成立、過半数で決する。

第5章細 則

第28条 規約第5条の本部役員および会計監査委員・専任委員の選出については、あらかじめ選考委員会で

候補者を推薦する。選考された役員および会計監査委員・専任委員候補には、あらかじめ同意を得なければならない。

- 1. 選考委員会は次の方法で選出する。
 - ①各種委員会から互選により2名を選出する。(校外委員を除く)
 - ②選考委員会の発足は10月とする。
 - ③教職員から互選により、2名の選考委員を選出する。
 - ④本部役員から互選により2名を選出する。
- 2. 選考委員会の構成は、次のとおりとする。

各種委員会代表 各2名(計6名)

教職員代表 2名

本部役員代表 2名

- 第29条 規約第24条に規定する各委員会は、次のように構成する。
 - 1. 新2年生~新6年生の保健成人委員、広報委員、学年委員の選出は、年度末 懇談会にて、各学年各2名程度選出する。新1年生は入学後に各2名程度選出 する。
 - 2. 校外委員は、各地区より1名ないし2名を2月に選出する。
 - 3. 各委員会は、委員および教職員若干名で構成する。
 - 4. すべての委員会は、互選によって正副委員長を選出する。 (保護者2、教職員1)
- 第30条 第5条2項の区P連専任副会長は、選考委員会で候補者を推薦し、あらかじめ同意を得なければならない。
- 第31条 役員等の永年免除について次のように定める。
 - 1. 第5条で定める本部役員は、次年度以降の役員を辞退することができる。
 - 2. 第25条で定める正副委員長は、次年度以降の正副委員長を辞退することができる。

第6章改 正

第32条 本規約の改正は、常任委員会の議を経て、総会出席の会員2/3以上の賛成で決する。

付 則

- 1. 本規約は、昭和47年3月13日より施行する。
- 2. 内規は、昭和49年7月15日より施行する。
- 3. 本規約は、昭和51年3月13日より施行する。
- 4. 本規約は、昭和54年3月10日より施行する。
- 5. 本規約、内規は、昭和55年3月8日より施行する。
- 6. 本規約は、昭和61年3月8日より施行する。
- 7. 本規約、内規は、昭和62年5月23日より施行する。
- 8. 本規約は、平成3年3月7日より施行する。
- 9. 本規約は、平成5年3月4日より施行する。
- 10. 本規約、内規は、平成6年4月28日より施行する。
- 11. 本規約は、平成9年3月4日より施行する。
- 12. 本規約、内規は、平成10年5月7日より施行する。
- 13. 本規約、内規は、平成11年5月6日より施行する。
- 14. 本規約、内規は、平成12年4月27日より施行する。
- 15. 本規約、内規は、平成14年3月2日より施行する。
- 16. 本規約、内規は、平成15年3月3日より施行する。
- 17. 本規約は、平成21年2月12日より施行する。
- 18. 本規約は、平成21年4月30日より施行する。
- 19. 本規約は、平成24年4月27日より施行する。
- 20. 本規約は、平成25年12月12日より施行する。
- 21. 本規約は、令和元年5月14日より施行する。
- 22. 本規約は、令和2年2月27日より施行する。
- 23. 本規約は、令和5年2月7日より施行する。